

福島県沖を震源とする地震に係る電力供給の状況

- 2月13日23:08に発生した地震により、地震直後に6カ所の火力発電所が安全確保のために緊急停止。
- 電力を安定的に供給するためには、需要と供給を瞬時瞬時にバランスさせる必要があるが、供給力の減少により需給バランスが崩れたことから、大停電を回避するため、自動的に一部地域を停電させ、需給バランスを調整。
- 東京・東北電力管内において、最大95万戸の停電が発生（2月14日0時時点）したものの、火力発電所の増出力運転や広域の電力融通などにより、14日午前中に停電を解消。

◆地震直後に停止した主な火力発電所

	電源種別	定格[万kW]	備考
新仙台3-1,3-2号	LNG	100	復旧済
仙台4号	LNG	46.8	
相馬共同火力1,2号	石炭	200	
広野火力5,6号	石炭	120	復旧済
勿来9号	石炭	60	復旧済
福島天然ガス1,2号	LNG	120	復旧済

※その後、原町1,2号（石炭200万kW）及び常陸那珂共同火力（石炭38万kW）も設備トラブルが確認され、現在停止中。

中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）

令和2年度予備費予算額 **31.1億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 令和3年福島県沖地震により被害を受けた地域（岩手県、宮城県、福島県）を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。これにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社等を含む）

2. 対象経費

施設費、設備費等（資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む）

3. 補助率

補助上限額：15億円

中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）

上記以外（中堅企業等）：1/2（国1/3、県1/6）

※東日本大震災からの復興途上にあり、新型コロナウイルスの影響を受けている等、一定の要件の下、5億円までは定額補助（国2/3、県1/3）



※令和3年福島県沖地震以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

1. 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。
- 計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

2. 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業機能への復興等を支援します。

復興事業計画等による整備



倒壊した工場・施設等の復旧支援



共同店舗の設置支援

